

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

滋賀県希望が丘文化公園陸上競技場の再整備およびスポーツ会館の改修による施設内の諸室等の変更に伴い、施設の使用料の額の設定等を行うため、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例(昭和 46 年滋賀県条例第 53 号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 格技場の名称の変更、会議室の使用料の額の設定等を行うこととします。(別表関係)
- (2) 草野球場の個人使用に係る使用料を設定することとします。(別表関係)
- (3) その他
  - ア この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 スポーツ施設 （1）貸切り使用		本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 スポーツ施設 （1）貸切り使用	
区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで
陸上競技場		円 6,000	円 10,190
野球場		4,900	6,350
ソフトボール場		3,170	5,150
草野球場		3,170	5,150
球技場		3,440	5,570
スポーツ会館	体育室	5,400	7,940
	格技場	1,850	2,370
	会議室A	1,250	2,120
	会議室B	860	1,250
卓球場	卓球場	円	円
	1台1時間につき	460	460
	更衣室	1回につき	460
テニスコート	屋外コート	1面2時間につき	1,450
	屋内コート	同	2,680
ピクニックラン	かまどあり	1サイトにつき	860
区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで
陸上競技場		円 6,000	円 10,190
野球場		4,900	6,350
ソフトボール場		3,170	5,150
草野球場		3,170	5,150
球技場		3,440	5,570
スポーツ会館	体育室	5,400	7,940
	多目的室	1,850	2,370
	会議室	500	850
卓球場	卓球場	円	円
	1台1時間につき	460	460
	更衣室	1回につき	460
テニスコート	屋外コート	1面2時間につき	1,450
	屋内コート	同	2,680
ピクニックラン	かまどあり	1サイトにつき	860

ド	かまどなし	同	780
---	-------	---	-----

(2) 個人使用

区分	金額		
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき 260	円 1人1回につき 320	円 1人1回につき 460
スポーツ会館	円 1人2時間につき 260	円 1人2時間につき 410	円 1人2時間につき 580
	円 同 260	円 同 410	円 同 570

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場、ソフトボール場、草野球場および球技場ならびにスポーツ会館の体育室（貸切り使用に限る。）

ド	かまどなし	同	780
---	-------	---	-----

(2) 個人使用

区分	金額		
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき 260	円 1人1回につき 320	円 1人1回につき 460
草野球場	同 260	同 320	同 460
スポーツ会館	円 1人2時間につき 260	円 1人2時間につき 410	円 1人2時間につき 580
	円 同 260	円 同 410	円 同 570

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場、ソフトボール場、草野球場（貸切り使用に限る。）および球技場ならびにスポーツ会館の

る。)、格技場および会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前9時以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

4 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5 草野球場またはスポーツ会館の体育室(貸切り使用に限る。)の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

6 スポーツ会館の体育室、格技場、卓球場またはトレーニング室の利用者による更衣室の使用については、無料とする。

7 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,690円とする。

8 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

9 公園の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

2 自転車 省略

3 駐車場 省略

体育室(貸切り使用に限る。)、多目的室および会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前9時以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

4 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5 草野球場(貸切り使用に限る。)またはスポーツ会館の体育室(貸切り使用に限る。)もしくは多目的室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

6 スポーツ会館の体育室、多目的室または卓球場の利用者による更衣室の使用については、無料とする。

7 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,690円とする。

8 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

9 公園の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

2 自転車 省略

3 駐車場 省略